

「基礎評価△」で「習熟無」は納得できません！

「スキル裁判を支える会」へ入会を！

郵政期間雇用社員の時給制契約社員の賃金は、「基本賃金」と「加算給」が合計され時給額が決定されます。

「加算給」は、「基礎評価給」と「資格給」とに別れ、「基礎評価」は10項目の基礎評価項目が決められており、それがすべて○の場合に10円支給、「資格給」は「スキル評価」によって決定されることになり、「基礎評価給」と「資格給」は全く異なる評価で決定される仕組みとなっています。

しかし、会社は全く別評価である「基礎評価」と「スキル評価」を連動させ、Aランク習熟有の場合の加算給決定に際し、「基礎評価△」となると「スキル評価」の「習熟度」を「無」にすることによって、大幅な賃金ダウンに結びつけてきています。

賃金は最高額（郵便外務）で時間給200円も

のダウンとなっています。

この不当なスキルダウンに対し、近畿の3支店4人の仲間が「納得できない！」と裁判提訴を決意し、裁判をたたかっています。

このスキルダウンは、経営者の宅配事業統合失敗のつけを労働者に押しつけるさまざまな施策の一つであるともいえ、近畿だけではなく、ほかの地域を含め多くの期間雇用社員が対象とされており、勝訴となれば全国の多くの仲間の不利益救済につながります。

この裁判を物心両面で支え、共に闘っていくため「スキル裁判を支える会」が結成されました。

多くの仲間の皆さんの「支える会」への入会をお願いいたします。

【各裁判の主な主張点】

裁判は、各支店における会社のスキルダウン根拠が異なることも含め、各支店ごとの3つの裁判に分かれています。

しかし、3つの裁判の主要な争点は「資格給△とスキルの習熟度が結合」され「習熟無」にすることの不当性を追求し、その撤回を求めることにあります。

○ 大阪豊中支店・石澤さん裁判

▲ 軽微な交通事故を理由として「戒告処分」が発令され、「基礎評価項目」の「郵便物等・機械類・機動車・備品・物品をていねいに扱っている」の項目を「△=扱っていない」とされ、スキルが「Aランク習熟無」とされた。

▲ 処分量定が会社規定からしても重すぎ、その撤回も求める。

○ 大阪城東支店・山本さん、黒田さん裁判

▲ 遅刻により「基礎評価」が「△」。そのことによるスキルの「A習熟無」の撤回を求める。

○ 兵庫宝塚支店・Tさん裁判

▲ 遅刻により「基礎評価」が「△」。そのことによるスキルの「A習熟無」の撤回を求めるとともに、担務指定の誤認による初めての遅刻であり、基礎評価△とされたことにより10円不支給の撤回も求める。

スキル裁判を支える会

●会費（年会費 4月1日～3月31日）

- ・個人会費（一口） 1,000円
- ・団体会費（一口） 2,000円

●郵便振替口座

- ・口座名 「スキル裁判を支える会」
- ・口座番号 00980-2-328113

《次回裁判日程》

- ・城東裁判 10月20日 14:45 708号法廷
- ・豊中裁判 10月27日 15:30 609号法廷
- ・宝塚裁判 11月 9日（非公開）

スキル裁判を支える会連絡先

兵庫県姫路市西中島 208-4-201
NPO法人ゆうせい非正規労働センター
TEL&FAX 079-222-0738